

妊娠・出産・育児に関する実態調査

2007 年月 11 月

全国労働組合総連合女性部

全労連女性部は、92 年・97 年・02 年に同趣旨の調査を行いました。長時間・過密労働や人員不足のもとでの妊娠・出産異常や少子化が問題になっています。この間、女性の時間外・休日・深夜労働の規制の撤廃など労働基準法が改悪されましたが、妊娠・出産に関しては一定の改善もされました。第 4 回目の調査を行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

派遣労働や有期労働・裁量労働制のいっそうの拡大、いわゆるホワイトカラーを労働基準法の適用除外とすることも考慮した制度改革、解雇を容易にできる基準の立法化など、働くルールを根こそぎ壊すことが検討されており、公的保育の切り捨て、民間委託がすすめられています。男性も女性も人間らしくいきいきと働き、安心して子育てができる社会へむけてとりくみを強めましょう。

お願い

1. 今回の調査は、2001 年以降に妊娠・出産した正規労働者を対象とします。(パート・派遣労働者等については全労連パート・臨時労組連絡会が、別の実態調査をおこなうので除外します)。問 2～9 は、2001 年から現在までの間に 2 回以上、妊娠・出産した方は直近の妊娠・出産の状況について教えてください。
2. 項目が多岐にわたりますが、趣旨をご理解の上ご協力をお願いします。調査は無記名で、すべてコンピューターによって統計的に分析され、個人的なことが外部に漏れることはありません。
3. 記入済の調査票は、各組合・単産ごとに集約し、3 月末までに全労連にお届けください。組合を通さず、個人として依頼された方は、直接全労連に返送してください。

【問い合わせ先】 全労連女性部 TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620
〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F

【組合名、コード番号などの記入上の注意】

1. 単産名はあなたの組合が加入している単産名または該当の記号を A 欄から選んで記入してください。
2. 職場の所在地、労組名を記入してください。
3. コード番号の左のマスには単産名等を A 欄から、まん中の 2 桁のマスには、あなたの職場の所在する都道府県のコード番号を B 欄から選んで、その記号または数字を記入してください。

A 欄 単産名

A 建交労	B JMIU
C 自交総連	D 検数労連
E 通信労組	F 生協労連
G 全労連全国一般	H 全信労
I 全労連繊維	J 地銀連
K 全印総連	L 民放労連
M 映産労	N 映演総連
O 日本医労連	P 福祉保育労
Q 国公労連	R 自治労連
S 全教	T 郵産労
U 特殊法人労連	V 出版労連
W 全損保	X その他労組
Y 組合に入っていない	

B 欄 都道府県コード番号

01 北海道	02 青森	03 岩手	04 宮城	05 秋田
06 山形	07 福島	08 茨城	09 栃木	10 群馬
11 埼玉	12 千葉	13 東京	14 神奈川	15 新潟
16 富山	17 石川	18 福井	19 山梨	20 長野
21 岐阜	22 静岡	23 愛知	24 三重	25 滋賀
26 京都	27 大阪	28 兵庫	29 奈良	30 和歌山
31 鳥取	32 島根	33 岡山	34 広島	35 山口
36 徳島	37 香川	38 愛媛	39 高知	40 福岡
41 佐賀	42 長崎	43 熊本	44 大分	45 宮崎
46 鹿児島	47 沖縄			

妊娠・出産・育児に関する実態調査

単産名(表紙のA欄から選ぶ)：	あなたのコード番号は <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
職場の所在する都道府県： 都道府県	注：一番左のマスに表紙のA欄から選んでの単産の記号を、まん中のマスに表紙のB欄から選んで都道府県番号を記入してください。 右のマスには記入しないでください。
職場の労組名（組合未加入の場合は空欄）	

＜ 回答の記入のしかた ＞

- 回答は右のマスの中に番号=1、2、3などの数字で記入してください。
- 特に回答者の条件に指定のあるもの以外は、空白にせず、必ず数字を記入してください。ただし、「〇つ以内を選んでください」という設問でその数以下を選んだ場合は、空欄があっても結構です。
- 回答者の条件に自分が該当しない場合はマスに斜線を入れてください。
- その他と答えられた方は()内に具体的内容を短く記入してください。

A.あなたの仕事は次のうちいずれになりますか？

※区別がつきにくい場合もおおよそ近いものを選んでください。

- ①一般事務職 ②外交・営業 ③工場・生産現場 ④マスコミ現場 ⑤その他現業
 ⑥販売員・店員 ⑦教職員 ⑧保育士 ⑨看護師 ⑩学童保育指導員 ⑪介護福祉労働者
 ⑫研究職 ⑬その他専門職 ⑭運輸・交通 国家公務員(⑮行政職 ⑯専門職 ⑰税務職 ⑱研究職 ⑲医療職
 ⑳国家公務員その他) 21 その他()

B.あなたの勤務形態はどのようになっていますか？

- ①昼日勤 ②主として昼日勤だが時差勤務・早番・遅番がある ③交替制勤務がない
 ④交替制勤務がある ⑤夜勤専門 ⑥フレックスタイム制 ⑦裁量・みなし労働
 ⑧その他()

C.あなたの年齢は？

- ①15～19歳 ②20～24歳 ③25～29歳 ④30～34歳 ⑤35～39歳
 ⑥40～44歳 ⑦45～49歳 ⑧50歳以上

D.あなたの同居家族は？

- ①一人住まい ②夫婦のみ(事実婚を含む) ③夫婦と子ども ④三世代以上(親・子・孫)同居
 ⑤自分と親・兄弟姉妹など同居 ⑥自分と子ども ⑦自身が単身赴任中

E お子さんの数は？

- ①1人 ②2人 ③3人 ④4人以上

E あなたの通常の通勤ルート・手段による片道の「通勤時間」は？

- ①15分程度または未満 ②30分程度 ③45分程度 ④60分程度 ⑤75分程度
 ⑥90分程度 ⑦105分程度 ⑧120分程度かそれ以上

1. あなたは、過去に流産した経験がありますか？

- ①ない ②1回ある ③2回ある ④3回ある ⑤4回以上ある

2. 妊娠の状況について該当するものすべてをお答えください。(以降、問9までは2回以上妊娠・出産した方は、最近の妊娠・出産についてお答えください)

- ①順調 ②つわりがきつい ③貧血 ④切迫流産 ⑤切迫早産 ⑥出血
⑦むくみ ⑧タンパクが出る ⑨妊娠中毒症 ⑩子かん ⑪その他()

3-① 出産の状況はいかがでしたか？

- ①正常出産 ②異常出産

3-② 質問2で②「異常出産」と答えた方のみお答えください。どのような異常がありましたか？

(該当するものすべてをお答えください)

- ①流産 ②早産 ③死産 ④鉗子・吸引分娩 ⑤帝王切開 ⑥陣痛微弱
⑦逆子 ⑧早期破水 ⑨その他()

4. 生まれた子どもの状況はいかがでしたか？

- ①正常 ②未熟児 ③その他の異常がある(具体的に書いてください)

5-① いわゆる、「産前休暇」は実際どれだけとりましたか？

- ①取らなかった ②1週間以下 ③1～2週間程度 ④3～4週間程度 ⑤5週間程度
⑥6週間程度 ⑦7週間程度 ⑧8週間程度 ⑨9週間以上

5-② いわゆる、「産後休暇」は実際どれだけとりましたか？

- ①6週間以下 ②6週間程度 ③7週間程度 ④8週間程度 ⑤9週間程度 ⑥10週間以上

【産前・産後休暇を規定以下しかとれなかった。またはとれなかった人のみお答えください】

5-③ 産前休暇を規定以下しかとれなかった、またはとれなかった場合の理由はなんですか？

- ①出産が早まった ②通算制で産後休暇を多くした ③仕事や職場の都合で請求しなかった
④収入等、個人的な理由で請求しなかった ⑤請求したが認められなかった ⑥「権利」を知らなかった
⑦制度を知らなかった

5-④ 産後休暇が8週間未満しかとれなかった、またはとれなかった場合の理由は何ですか？

(労基法では6週間は強制休暇、それ以上は請求により就業可)

- ①産前と通算制で出産が遅れた、または産前に多くとった
②仕事や職場の都合で6週を超える期間に仕事につくことを請求した
③収入等、個人的理由で6週を超える期間に仕事につくことを請求した
④就業を請求しなかったが、仕事につくように強制された ⑤「権利」を知らなかった

6. 労基法66条では、妊娠が判明した時点から産後1年間、妊産婦が請求した場合、(A)時間外労働、(B)休日労働、(C)深夜業(22時～5時の勤務)について免除されることになっており、また労基法65条3項では、妊婦が請求した場合、(D)他の軽易な業務に転換させなければならないことになっていますが、それぞれについてどうでしたか？

(A)時間外労働の免除

- ①もともと時間外労働はない ②ほぼ免除された ③一定期間・ときどきは免除された
④多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった ⑤収入等の個人的理由で請求しなかった
⑥免除できることを知らなかった ⑦請求したが認められなかった ⑧権利を知らなかった

(B) 休日労働の免除

- ①もともと休日労働はない ②ほぼ免除された ③一定期間・ときどきは免除された
- ④多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった ⑤収入等の個人的理由で請求しなかった
- ⑥免除できることを知らなかった ⑦請求したが認められなかった ⑧権利を知らなかった

(C) 深夜業 (22 時～5 時の勤務) の免除

- ①もともと深夜業はない ②ほぼ免除された ③一定期間・ときどきは免除された
- ④多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった ⑤収入等の個人的理由で請求しなかった
- ⑥免除できることを知らなかった ⑦請求したが認められなかった ⑧権利を知らなかった

(D) 軽易業務への転換 (業務のすべてでなく、必要な特定業務のみの軽減を含む)

- ①もともと転換を必要としない仕事だった ②ほぼ転換された ③一定期間転換された
- ④職場の事情で変われず請求しなかった ⑤自分がその仕事をしたいので請求しなかった
- ⑥収入等の個人的な理由で請求しなかった ⑦転換できることを知らなかった
- ⑧請求したが認められなかった ⑨権利を知らなかった

7. 産休終了後、子どもが 1 歳までの育児はどのようにしましたか？

(1 ヶ月末満のものは除き、該当するすべての番号を教えてください)

- ①公立保育所に預けた ②認可保育所に預けた ③無認可保育所に預けた
- ④職場 (院内) 保育所に預けた ⑤認証保育所に預けた ⑥親にみてもらった
- ⑦個人に預けた ⑧自分が育児休業を取った
- ⑨配偶者 (夫) が育児休業を取った ⑩その他 ()

8-① 産休終了後、子どもが 1 歳までの労働はどのようにしましたか？

(1 ヶ月末満のものは除き、該当するすべての番号を教えてください)

- ①育児休業をとった ②勤務時間を短縮した・短時間勤務にした・部分休業をとった
- ③育児時間を取った ④通常どおり勤務した

8-② 【質問8-①で、「①育児休業をとった」と答えた方はお答えください】

(A) 育児休業はどのくらい取りましたか？

- ①2ヶ月程度 ②4ヶ月程度 ③6ヶ月程度 ④8ヶ月程度 ⑤ほぼ1歳まで ⑥1半まで
- ⑦ほぼ2歳まで ⑧2歳以上3歳未満 ⑨3歳以上

(B) あなたが育児休業をとった理由はなんですか？ (おもな理由をひとつだけお答えください)

- ①労働時間が長いなど職場の労働条件が悪い ②保育所に入れなかった
- ③自分の手で育てたかった ④その他 ()

8-③ 育児休業を希望通りの期間取得した方を除き、「あなたが育児休業をとらない、またはもっと長くとりたかったが期間短縮した場合の理由」はなんですか？ 【おもな理由の番号3つ以内を選んでください】

- ①休業中の所得保障が少ない ②一時金が出ない ③昇給が延伸される
- ④勤務年数に影響する ⑤代替要員がいない ⑥人員不足 ⑦昇進・昇任に影響する
- ⑧子どもを集団保育で育てたかった ⑨育児休業中に上の子どもの保育措置が切られるから
- ⑩育児休業明けに保育所に年度途中入所できないから ⑪その他 ()

8-④ 【質問8-①で、「③育児時間を取った」と答えた方はお答えください】

(A) 育児時間は該当する勤務日のどのくらい取得できましたか？

- ①ほとんど毎日とれた ②7～8割くらいの日は取れた ③半分ぐらい取れた
④2～3割とれた ⑤ほとんどとれなかった

(B) 育児時間は平均すれば1日あたりどのくらいとれましたか？

- ①1時間程度またはそれ以上 ②45分程度 ③30分程度 ④15分程度またはそれ以下

9. 均等法改正により、1998年4月より、(A) 妊産婦の保健指導や健康診断のための通院休暇、(B) 妊娠中の通勤緩和のための時差出勤・勤務時間の短縮、(C) 医師等の指導により妊娠中の休憩時間の延長・回数の増加、(D) 医師等の指導により作業の制限・勤務時間の短縮・休業等の措置を取ることが定められました(公務では98年以前からある項目があります)。

【1998年4月以降に妊娠期間がかかった方は答えてください】

(A) 妊産婦の通院休暇をとりましたか？

- ①必要回数をほぼとった ②何度かとった ③勤務日でない日に通院したので必要なかった
④多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった ⑤無給なので年休を使い請求しなかった
⑥通院休暇を知らなかった ⑦請求したが認められなかった

(B) 妊娠中、通勤緩和のための勤務時間短縮等は行使しましたか？

- ①通勤緩和を必要としない交通状況だった ②ほぼ全期間とった ③一定期間・ときどきとった
④多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった ⑤無給なので請求しなかった
⑥通勤緩和の権利を知らなかった ⑦請求したが認められなかった

(C) 妊娠中、休憩時間延長・回数の増加は、なされましたか？

- ①妊娠中の健康状況がこうした措置を必要としなかった ②延長又は増加された
③多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった ④無給なので請求しなかった
⑤この措置を知らなかった ⑥請求したが認められなかった

(D) 妊娠中、作業の制限・勤務時間の短縮・休業等は、行使しましたか？

- ①妊娠中の健康状況がこうした措置を必要としなかった ②つかった
③多忙・代替者がいない等職場の事情で請求しなかった ④無給なので請求しなかった
⑤この措置を知らなかった ⑥請求したが認められなかった

10. 育児・介護休業法の改正により1999年4月からは、(A) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育または家族介護を行う労働者(16歳以上の養育・介護ができる同居家族がいない者)が請求した場合、深夜業の免除、(B) 労働基準法の改正により、2002年3月末まで小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者・2週間以上にわたり家族介護を行う女性労働者が請求した場合は、時間外労働を1月24時間、1年150時間(公務では360時間)を超えてはならないとされました。

(A) 1999年4月以降、小学校就学前の子をもつことによる深夜業の免除はされていますか？

- ①もともと深夜業はない ②ほぼ免除されている ③一定期間・ときどきは免除されている
④夜は家族がいる等、深夜業免除の要件に該当しない ⑤職場の事情で請求していない
⑥収入等の個人的な理由で請求していない ⑦免除できることを知らなかった
⑧請求したが認められない

(B) 1999年4月以降、小学校就学前の子をもつことによる時間外労働の制限はされていますか？

- ①月24時間、年150時間（公務員360時間）を超える時間外労働はない
- ②月24時間、年150時間（公務員360時間）を超えないよう日数や時間が制限されている
- ③時間外労働は免除されている
- ④職場の事情で請求していない
- ⑤収入等の個人的な理由で請求していない
- ⑥免除できることを知らなかった
- ⑦請求したが認められず、他の労働者と同じに時間外労働をしている

1.1. 育児休業制度の改善にむけてもっとも要求したいことはなんですか？

(もっとも要求したい項目の番号3つ以内を選んでください)

- ①所得保障の増額
- ②一時金の支給
- ③昇給延伸をしない
- ④勤務年数への加算
- ⑤期間の延長
- ⑥代替要員の配置
- ⑦原職復帰
- ⑧断続取得・再取得ができるようにする
- ⑨昇進・昇任試験の欠格条項にしない
- ⑩職場復帰のための情報提供・教育
- ⑪男性の取得の促進
- ⑫その他()

1.2. あなたは昨年1年間(昨年度)、年次有給休暇をどれくらい使い(消化)しましたか？

【今年度就職した方、昨年度に2ヶ月以上産休・育児休業・介護休業等がかかった方は答えしないでください】

- ①まったくとれない
- ②1~2日
- ③3~5日
- ④6~10日
- ⑤11~15日
- ⑥16~20日
- ⑦21~25日
- ⑧26~30日
- ⑨31日以上

1.3. あなたは年休をなんのために使いましたか？

(おもな理由の項目の番号5つ以内を選んでください)

- ①旅行
- ②映画・演劇・文化・スポーツ活動
- ③休養
- ④社会活動・地域活動
- ⑤組合活動等
- ⑥自分の病気
- ⑦家族の病気
- ⑧子どもの保育・授業参観・行事参加
- ⑨親類・近隣・友人とのつきあい・冠婚葬祭
- ⑩掃除その他家事
- ⑪その他()

1.4. あなたの家庭では昨年1年間(昨年度)、子ども(複数いればすべての子)が病気のために保育園等に預けられなかった日(本人が休暇を取ったかどうかは関係なく)はどれくらいありましたか？

【今年度就職した方、昨年度に2ヶ月以上産休・育児休業・介護休業等がかかった方は答えしないでください】

- ①なし
- ②1~2日
- ③3~5日
- ④6~10日
- ⑤11~15日
- ⑥16~20日
- ⑦21~25日
- ⑧26~30日
- ⑨31日以上

1.5. あなたは昨年1年間(昨年度)、子どもの病気のために年次有給休暇をどれくらい使いましたか？

【今年度就職した方、昨年度に2ヶ月以上産休・育児休業・介護休業等がかかった方は答えしないでください】

- ①なし
- ②1~2日
- ③3~5日
- ④6~10日
- ⑤11~15日
- ⑥16~20日
- ⑦21~25日
- ⑧26~30日
- ⑨31日以上

1.6. 子どもが病気になったときに看護は主にどうしていますか？(主なもの2つ以内を教えてください)

- ①丈夫でほとんど病気にかからない
- ②仕事の都合を考えて父または母が交代で休暇をとる
- ③主として母親が休暇をとることが多い
- ④主として父親が休暇をとることが多い
- ⑤いずれかの親に頼む
- ⑥知人やベビーシッターなどを頼む
- ⑦病時保育を利用する
- ⑧短期看護休暇をとる
- ⑨その他()

1.7. あなたは子どもの比較的長期の病気や保育行事などで年休では足りずに欠勤したことがありますか？

- ①ある
- ②ない

